

令和6年度

償却資産（固定資産税）申告の手引

市税につきましては、平素よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、毎年1月1日現在、所有している償却資産を資産所在地の市町村長に申告することになっています。（地方税法第383条）

つきましては、この「申告の手引」を参照のうえ、申告書を作成し、ご提出ください。

申告期限……令和6年1月31日（水）

（申告期限間近になりますと窓口が大変混雑します。可能な限り郵送又はeLTAXで1月12日（金）頃までに申告して下さるようご協力をお願いいたします。）

地方税ポータルシステム（eLTAX）による申告データ等の作成に係る具体的な操作方法については、eLTAXヘルプデスク（0570-081459）にお問い合わせいただくか、eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

※本市から送付された申告書以外（eLTAX等）で申告の際は、申告書に記載された所有者コードを転記（確認）してください。

提出先・お問合せ先

※下記以外の各支所税務課では受付のみ行っております。

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市資産税課 償却資産係

（市役所別館2階 資産税課 ③番窓口）

電話099-216-1187（直通）

〒891-0194

鹿児島市谷山中央4丁目4927番地

鹿児島市谷山税務課 家屋係

（谷山支所2階 谷山税務課 ④番窓口）

電話099-269-8423（直通）

《目 次》

1. 償却資産の申告のあらまし	(ページ)		
(1) 償却資産の申告とは	(2) 申告していただく方	1	
(3) 申告の対象となる資産	(4) 申告の対象とならない資産	1	
(5) 少額の減価償却資産の取扱い		1	
(6) 償却資産の種類と具体例	(7) 申告期限	2	
(8) 提出書類と申告の種類		3	
(9) 自社電算処理による申告		4	
(10) 建築設備における家屋と償却資産の区分		4	
2. 償却資産の申告に際しての留意点			
(1) 国税（所得税・法人税）と固定資産税（償却資産）の主な違い		5	
(2) 税制改正等における取り扱いについて	(3) 借用資産（リース資産）について	5	
(4) 共同住宅の償却資産について		6	
3. 課税標準の特例及び非課税等			
(1) 課税標準の特例	(2) 非課税となる資産	(3) 減免	6
4. マイナンバー（個人番号・法人番号）について		6	
(1) マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について		6	
(2) 本人確認資料の添付について	(3) その他	7	
5. 償却資産の課税標準額、税率など		7	
6. 償却資産の評価額の計算方法		8	
7. その他（実地調査等の協力をお願い）		8	
8. 償却資産申告書の記載例		9	
9. 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載例		11	
10. 種類別明細書（減少資産用）の記載例		13	
◎業種ごとの主な償却資産と耐用年数		15	

1. 償却資産の申告のあらまし

(1) 償却資産の申告とは

個人や法人で事業を行っている方（工場や商店を営んでいる方、駐車場やアパートを貸し付けている方等）が、その事業に用いることができる土地、家屋以外の事業用資産を償却資産といい、土地、家屋と同じように固定資産税が課税されます。

固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、毎年1月1日現在、所有している償却資産を資産所在地の市町村長に申告することになっています。（地方税法第383条）

(2) 申告していただく方

毎年1月1日現在、鹿児島市内に事業用の償却資産を所有されている方になります。

転出や解散、休業、廃業等された方、償却資産を所有されていない方も、備考欄にその旨を記入して申告書の提出をお願いいたします。（P10 参照）

(3) 申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在、土地、家屋以外の事業の用に供することができる資産で、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産、その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含まれます）をいいます。

したがって、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

- ① 使用可能期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の資産であっても、個別に償却しているもの
- ② 建設仮勘定で経理されている資産で、令和6年1月1日現在稼働している資産
- ③ 償却済資産（減価償却を終わり、備忘価格のみ帳簿に計上されている資産）
- ④ 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- ⑤ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- ⑥ 未稼働資産（稼働していないが、既に完成している資産）
- ⑦ 家屋に施した建築設備・造作等のうち、償却資産として取り扱うもの（P4参照）

(4) 申告の対象とならない資産

- ① 無形固定資産（特許権、営業権、ソフトウェア等）
- ② 自動車税の種別割の課税客体である自動車並びに軽自動車税の種別割の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車
- ③ 生物（ただし、観賞用・興行用のものは申告の対象になります。）
- ④ 繰延資産（創立費、開業費等）
- ⑤ 法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの

(5) 少額の減価償却資産の取扱い

国 税（法人税、所得税）	固定資産税（償却資産）
①使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満のもので、一時に損金（必要な経費）に算入されたもの	申告対象外
②一括償却資産（取得価額が20万円未満の資産で、一括して3年間で損金（必要な経費）に算入されたもの）	申告対象外
③上記①、②以外の場合	申告対象

※租税特別措置法の規定により、中小企業者等が取得した取得価額30万円未満の減価償却資産について損金算入又は必要経費に算入することができますが、**固定資産税（償却資産）の申告対象となります。**

(6) 償却資産の種類と具体例 (業種ごとの主な償却資産と耐用年数 P15 参照)

資産の種類		具体例(主なものを例示)
第1種	構 築 物	舗装路面、駐車場舗装、屋外排水溝、緑化設備、門・塀、フェンス、屋外広告塔、貯水池、その他土地に定着した土木設備等
	建 物 附 属 設 備	受変電設備、給排水設備、冷暖房設備、衛生設備等の建築設備のうちで償却資産として扱うもの※① ※テナント入居者(賃借人)が貸ビル・貸店舗等に施した内装・造作等の特定附帯設備※②
第2種	機 械 及 び 装 置	金属・印刷等の製造加工設備、土木建設設備、ブルドーザー、タイヤショベル等の建設機械、大型特殊自動車のうち建設機械に該当するもの(0、00～09、000～099 ナンバーのもの)※③ 機械式駐車設備、クリーニング設備、農業用設備、太陽光発電設備(家屋の屋根材一体型を除く)等
第3種	船 舶	貨客船、遊覧船、漁船、しゅんせつ船、砂利採取船、モーターボート、ヨット等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター等
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	構内運搬車、フォークリフト等の大型特殊自動車のうち建設機械以外のもの(9、90～99、900～999 ナンバーのもの)※③(自動車税や軽自動車税の種別割の課税客体であるものを除く。)
第6種	工 具 、 器 具 及 び 備 品	応接セット、エアコン、テレビ、看板、レジスター、パソコン、陳列ケース、自動販売機、医療機器、理容及び美容機器等

(注)

※① 1. (10) 建築設備における家屋と償却資産の区分参照 (P4)

※② テナント入居者(賃借人)が貸ビル、貸店舗等に自らの費用で施した内装、電気・ガス、その他の設備については、テナント入居者(賃借人)に償却資産の申告義務があります。

具体的なもの

- ・内 装……天井、床、内部・外部仕上げ、建具、間仕切り等の工事
- ・附属設備……電気、ガス、給排水、衛生、空調、運搬設備等の設備

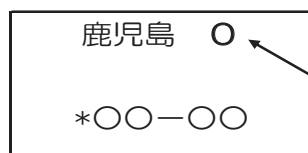
自己所有家屋の建物附属設備(家屋に含めるもの)を改修された場合は、償却資産の申告は必要ありません。

※③ 大型特殊自動車のうち

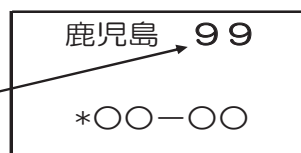
建設機械に該当するもの……「0、00～09、000～099」ナンバーのもの

建設機械以外のもの……「9、90～99、900～999」ナンバーのもの

(例) <建設機械の場合>



<建設機械以外の場合>



分類番号

(7) 申告期限 令和6年1月31日(水)

申告期限間近になりますと窓口が大変混雑しますので、1月12日(金)頃までにご提出くださるようご協力をお願いいたします。

(8) 提出書類と申告の種類 (記載例 P9~P14 参照)

- ① 令和6年度償却資産申告書 [第26号様式 申告書]
- ② 種類別明細書(増加資産・全資産用) [第26号様式 別表1・・・緑色 提出用・入力用]
- ③ 種類別明細書(減少資産用) [第26号様式 別表2・・・赤色 提出用・入力用]

[初めて申告をする方]

令和5年1月2日以降に鹿児島市で新たに事業を開始された方及び今回初めて申告書が送られてきた方

申告の種類	提出書類		留意事項
	申告書	種類別明細書	
		増加・全資産用	
申告する資産がある方	○	○	種類別明細書(増加資産・全資産用)に全ての資産を記載する。
申告すべき資産がない方	○		申告書の18備考欄に「償却資産なし」と記載する。

[今までに申告をしたことのある方]

申告の種類	提出書類		留意事項
	申告書	種類別明細書	
		増加・全資産用	
増加資産・減少資産の両方ともない方	○		申告書の18備考欄の前年度より増減(有・無)の無に○をする。
増加資産・申告もれ資産がある方	○	○	種類別明細書(増加資産・全資産用)に増加資産・申告もれ資産を記載する。
減少資産がある方	○		種類別明細書(減少資産用)に減少した資産を記載する。
増加資産・減少資産の両方ともある方	○	○	種類別明細書(増加資産・全資産用)に増加した資産を、(減少資産用)に減少した資産を記載する。
申告すべき資産がない方	○		申告書の18備考欄に「償却資産なし」と記載する。
事業を廃止した方	○		申告書の18備考欄の解散、廃業欄にその旨を記載する。

- ① 償却資産の多少にかかわらず、必ず申告をお願いいたします。
- ② 最新の「減価償却費計算書」(税務署に提出されたもので可)又は固定資産台帳等、減価償却資産の明細が確認できる書類(写し)の添付をお願いいたします。
- ③ 申告書の控えが必要な場合は、予めコピーをお取りください。
- ④ 種類別明細書(3枚目)の控用については保管をお願いいたします。
申告書を郵送される方で控えの返送を希望される場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、同封くださるようお願いいたします。
- ⑤ 前年度までに申告した資産がある場合には、同封の償却資産種類別明細一覧表で現在の申告内容をご確認ください。
- ⑥ 前年度までに申告もれ資産があった場合は、過年度に遡及して課税になることがありますので、予めご承知おきください。

(9) 自社電算処理による申告

- ① 毎年度、1月1日現在の所有資産について全資産申告が必要です。
- ② 償却資産の申告書（地方税法施行規則第26号様式）、全資産用の種類別明細書（同第26号様式別表1）の様式にある記載項目の全ての記載をお願いいたします。
- ③ 賦課決定上必要ですので取得価額、評価額、課税標準額はすべて記載をお願いいたします。
- ④ 課税標準の特例がある場合は、対象の適用法令、特例率、課税標準額を記載し、特例適用を確認できる資料（届出書、許認可書の写し等）の添付をお願いいたします。
- ⑤ 所有者コード、担当者番号等が事務処理上必要ですので、必ず鹿児島市から送付した申告書も一緒にご提出ください。

(10) 建築設備における家屋と償却資産の区分

建築設備とは、電気設備やガス設備、給排水設備等で本来家屋と構造上一体となってその家屋の効用を高めるための設備をいいます。

家屋と建築設備の所有者が同じである場合は、原則として家屋に含めて評価されますが、次のような設備は償却資産となりますので、申告が必要になります。

- ① 取り外しが容易で家屋と構造上一体となっていないもの 例) ルームエアコン等
- ② 独立した機械的性格の強いもの 例) 受変電設備、中央監視制御設備等
- ③ 特定の生産又は業務の用に供されるもの 例) 製造・加工用機械の動力源となる電気設備、冷凍倉庫内の冷凍設備、ホテル・病院等の厨房・洗濯設備、機械式立体駐車場の駐車機械設備等
- ④ 電気設備のうち、ネオンサイン、スポットライト、投光器、電話機、電話交換機等
- ⑤ テナント入居者（賃借人）が貸しビル、貸店舗に取り付けた内装・造作や建築設備等

(注) 次の表は、一般的な設備について例示したものです。

特定の生産または業務用の設備等についてはこれと異なる場合があります。

設備の種類	設備の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電 気 設 備	受 変 電 設 備	受変電設備（配線を含む）	
	予 備 電 源 設 備	蓄電池設備、発電機設備（配線を含む）	
	中央監視制御装置	中央監視制御装置（配線を含む）	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用動力配線設備	左記以外の屋内配線
	電 灯 照 明 設 備	ネオンサイン、スポットライト、投光器、外灯	屋内電灯配線、屋内照明設備、配分電盤
	電 話 設 備	電話機、電話交換機、電源装置	配線、配管
	拡 声 装 置 設 備	マイクロホン、拡声器、アンプ	配線、配管
L A N 設 備	LAN設備	設備一式、LANボード、サーバー、ハブ・ルーター	
ガ ス 設 備	供 給 設 備	メーター、屋外配管、生産事業用設備	屋内配管
給 排 水 設 備	給 排 水 設 備	井戸、独立高架水槽、屋外給排水配管 生産事業用設備	屋内の設備（揚水・排水ポンプ、止水栓、 給水栓排水管、高架水槽）
給 湯 設 備	局 所 式 給 湯 法	湯沸器、貯湯槽、バーナー、ボイラー	ユニットバス等用給湯器
	中 央 式 給 湯 法	独立煙突及び煙道、ボイラー（事業用）	配管
防 災 設 備	火 災 報 知 設 備	屋外火災報知器	屋内火災報知設備
	消 火 設 備	ホース、ノズル、消火器、屋外消火栓設備	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備
空 調 設 備		ルームエアコン（ウインド型、スプリット型）	左記以外の設備
運 搬 設 備		工場等のベルトコンベア、クレーン設備	エレベーター、エスカレーター、気送管設備
そ の 他 設 備	衛 生 設 備	浄化槽、除害設備（油水分離槽等）	浴槽設備、トイレ
	店 用 簡 易 装 備	壁面飾り棚、ルーバー、壁板装飾の陳列棚 カウンター等で容易に取りはずしのできるもの	
	簡 易 間 仕 切 り	簡易間仕切り	
	厨 房 設 備	顧客の求めに応じて調理するための厨房設備 （飲食店、ホテル、病院、社員食堂等の設備）	左記以外
	医 療 機 器 設 備	医療用ガス設備及び配管、吸引設備一式	

2. 償却資産の申告に際しての留意点

(1) 国税（所得税・法人税）と固定資産税（償却資産）の主な違い

項 目	固定資産税の取り扱い	国税の取り扱い
償 却 計 算 の 期 間	暦年（賦課期日制度）	事 業 年 度（決算期）
減 価 償 却 の 方 法	一般の資産は定率法 ※「固定資産評価基準」に定める減価率です。	※ 建物以外の一般の資産は、 定率法、定額法の選択制度 [定率法選択の場合] ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「200%定率法」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「250%定率法」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月 割 償 却
圧縮記帳の制度※①	認められません	認められます
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認められません	認められます
増 加 償 却	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
改 良 費（資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分、一部合算も可

(注) ※① 圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額をご記入ください。

(2) 税制改正等における取り扱いについて

- ① 平成19年度及び24年度の税制改正により、国税における減価償却の方法が改正されましたが、固定資産税（償却資産）における評価額の算出方法は従来から変更ありません。（減価率や取得価額の5%とされている評価額の最低限度は、変わりません。）
- ② 平成20年度税制改正により、耐用年数省令の一部改正があり、機械及び装置を中心に減価償却資産の耐用年数が大きく変更されました。
固定資産税（償却資産）においては、決算期等に関わりなく、既存資産（平成20年1月1日以前に取得した資産）を含めて、平成21年度分から改正後の耐用年数が適用されます。
また、平成20年1月1日以前に取得した償却資産で、この改正により耐用年数の変更を適用する資産の評価額は平成20年度の評価額に改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じることによって算出します。（取得当初に遡及して再計算するものではありません。）
- ③ 平成20年度税制改正により、地方税法第414条が削除され理論帳簿価格制度が廃止されました。これにより、平成20年度分以降の固定資産税については、固定資産評価基準に基づいて算出した評価額の合計額が課税標準額となります。

(3) 借用資産（リース資産）について

原則として、リース資産の所有者であるリース会社に申告義務があります。

ただし、リース期間満了後にリース資産が無償又は名目的な対価で賃借人に譲渡される場合は、賃借人に申告義務があります。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
【通常の賃貸借契約によるリース資産】 期間満了と同時に資産が回収される場合 (所有権移転外ファイナンス・リース)	× (申告不要)	○ (申告が必要)
【実際の売買にあたるようなリース資産】 リース後に資産が使用者の所有物となるような場合	○ (自己の資産として 申告が必要)	× (申告不要)

※なお、平成20年4月1日以降に契約を締結する「所有権移転外ファイナンス・リース取引」が税務会計上は売買取引と扱われ、借り手側が減価償却を行うことができることとなりました。

しかし、償却資産に係る固定資産税の取扱いにおいては、これまでどおり、リース資産の所有者である貸し手側（リース会社）に申告義務があります。

(4) 共同住宅の償却資産について

共同住宅の建物本体部分については家屋として評価されますが、それ以外の部分（フェンス、塀、緑化施設等の外構設備、駐車場舗装、機械式駐車設備、受変電設備、駐輪場、建物の外の浄化槽等）については償却資産として申告が必要になります。見積書等を参考に申告をお願いいたします。

3. 課税標準の特例及び非課税等

(1) 課税標準の特例

地方税法第349条の3、第349条の3の4及び同法附則第15条、第15条の2、第15条の3、旧法附則第64条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。

なお、課税特例の詳細につきましては、鹿児島市役所ホームページをご参照ください。

(注) ① 課税標準の特例に該当する資産がある場合は、償却資産申告書、種類別明細書（増加資産・全資産用）へ記載例を参考に必要事項をご記入ください。（P11～12参照）

※特例適用を確認できる資料(届出書、許認可書の写し等)の提出をお願いいたします。

② 地方税法の改正により、対象の資産、特例率、適用期間等が変更されることがあります。

(2) 非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。

非課税に該当する資産がある場合は、償却資産申告書、種類別明細書（増加資産・全資産用）に記載例を参考にその旨をご記入ください。

また、「固定資産税非課税申告書」をご請求のうえ必要事項を記入してご提出ください。

(3) 減免

災害による被害など、鹿児島市税条例等で規定する一定の要件を備えた償却資産は、所有者からの申請により固定資産税が減免される場合があります。

※詳しくはお問い合わせください。

4. マイナンバー（個人番号・法人番号）について

(1) マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

申告の手引きP9～P10（申告書等の記載方法）をご参照いただき、個人の方は12桁の個人番号を、法人は13桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰めで記載をお願いいたします。

(2) 本人確認資料の添付について

個人の方が番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。以下の①又は②の本人確認資料の写し（コピー）を1種類ずつ、申告書に添付していただくようお願いいたします。

なお、法人の方については、本人確認資料の添付は不要です。

① 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	身元確認資料
<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード（裏面）・通知カード※ 住民票（個人番号が記載されたもの）等 	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード（表面） 運転免許証 等

② 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
<ul style="list-style-type: none"> 本人の個人番号カード（裏面）の写し 本人の通知カードの写し 本人の住民票（個人番号が記載されたもの）等 	<ul style="list-style-type: none"> 代理人の個人番号カード（表面） 代理人の運転免許証等 	<ul style="list-style-type: none"> 税務代理権限証書 委任状（任意代理人の場合） 戸籍謄本（法定代理人の場合）等

※通知カードをお持ちの場合、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているときは、引き続きマイナンバーを証明する書類として利用できます。通知カードの記載事項に変更がない場合、又は正しく変更手続きされている場合に限りです。

※電子申告の場合は、電子証明書等により本人確認をするため、本人確認資料の添付は不要です。

(3) その他

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたしますので、予めご了承ください。

5. 償却資産の課税標準額、税率など

区 分	説 明
納 税 義 務 者	1月1日現在における償却資産の所有者
課 税 標 準 額	1月1日現在の償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録された価格をいいます。
免 税 点	課税標準額が150万円未満の場合は、固定資産税は課税されません。
税 率	100分の1.4（標準税率）
税 額	課税標準額×税率（100円未満切捨）
納 期	5月、7月、9月、12月の4期
罰 則 及 び 追 徴	正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び鹿児島市税条例第60条の規定により過料を科されることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

6. 償却資産の評価額の計算方法

申告された資産を1個又は1組毎に取得時期、取得価額及び耐用年数を基本として資産の評価額を算出します。

償却資産の評価額は次の算式により求めます。

- ① 前年中（令和5年中）に取得した資産

$$\text{取得価額} \times (1 - r/2) = \text{令和6年度評価額}$$

- ② 前年前（令和4年以前）に取得した資産

$$\text{前年度（令和5年度）評価額} \times (1 - r) = \text{令和6年度評価額}$$

※ r ……耐用年数に応ずる旧定率法による減価率

- ◎ 評価額の最低限度……取得価額の100分の5

評価額の算出額が取得価額の5%未満になる場合は取得価額の5%が評価額となります。

（例えば、取得価額100万円の場合には、5万円が評価額の最低限度額となります。）

【評価額の計算例】

取得価額5,000,000円、取得時期 令和5年7月、耐用年数7年の資産の場合

※耐用年数7年に応ずる減価率 r は、0.280（減価率及び減価残存率は下記の表を参照）

令和6年度 5,000,000円 \times (1-0.280÷2) = 4,300,000円

令和7年度 4,300,000円 \times (1-0.280) = 3,096,000円

減 価 残 存 率 表（抜すい）

耐用 年数 (年)	減価率 r	減価残存率		耐用 年数 (年)	減価率 r	減価残存率		耐用 年数 (年)	減価率 r	減価残存率	
		前年中 取 得	前年前 取 得			前年中 取 得	前年前 取 得			前年中 取 得	前年前 取 得
		$1-r/2$	$1-r$			$1-r/2$	$1-r$			$1-r/2$	$1-r$
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	26	0.085	0.957	0.915
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	27	0.082	0.959	0.918
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	30	0.074	0.963	0.926
11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896	31	0.072	0.964	0.928

7. その他（実地調査等の協力のお願い）

地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、市役所の担当者が事務所などに赴き帳簿や現物の確認を行う現地調査や、減価償却明細書等を郵送していただき、償却資産申告書の内容との突合わせを行う簡易調査を定期的にお願ひしております。

また、地方税法第354条の2の規定に基づき、所得税及び法人税に関する国税資料（申告書等）を閲覧することがあります。ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、調査に伴って修正申告をお願ひすることがあり、その場合に資産の取得時期に応じて現年度だけでなく過年度に遡及して課税になることがありますので、予めご承知おきください。

8. 償却資産申告書の記載例

◎住所、氏名、取得価額（前年以前に取得したもの（イ））及び市内における事業所等資産の所在地は、昨年までの申告に基づいて印字しています。
 ◎印字している内容に変更がある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容を記入してください。
 ◎償却資産申告書への押印は不要です。

＜3 個人番号
 個人の方は12
 法人番号を右詰

＜1 住所・2 氏名＞

住所（又は納税通知書の送達先）・氏名が正確に記載されているか確認し、誤りがあれば訂正してください。また、屋号がある場合は記入してください。
法人の場合は法人の住所地を、個人の場合は代表者の住民登録地を必ず記入してください。
 償却資産を共有されている方は、「代表者外〇名」という共有名義で記入してください。併せて、申告書右下にある「18備考」に共有者全員の住所及び氏名を記入してください。

申告書提出日を記入してください。

受付印

令和 6 年 1 月 13 日
 鹿児島市長 殿

令和 6 年度

償却資産申告書（償却資産課

＜4 事業種目＞

事業の内容を具体的に記入してください。
 （例）建設業、飲食業等
 事業種目が複数ある場合は、主たる事業種目を記入してください。
 また、資本金又は出資金等の額も記入してください。

＜取得価額の記入方法＞

前年度に取得したもの（イ）
 昨年までの申告に基づき、取得価額を印字しています。

申告もれや移動により受け入れた資産がある場合は、（イ）ではなく（ハ）に記入してください。

前年中に減少したもの（ロ）
 （イ）のうち、前年中に減少した資産の取得価額を、種類別に合計して記入してください。

前年中に取得したもの（ハ）
 今回新たに申告いただく資産の取得価額を、資産の種類別に合計して記入してください。
申告もれや移動により受け入れた資産も、こちらに記入してください。

所	(ふりがな) 1 住所	892-8677 鹿児島市山下町11番1号			3 個人番号又は法人番号	
有	又は納税通知書送達先	(市役所ビル102号)			4 事業種目(資本等の金額)	
者	(ふりがな) 2 氏名	株式会社 甲 乙 印刷			5 事業開始年月	昭和
	法人にあってはその名称及び代表者の氏名	代表取締役 甲 乙 太郎			6 この申告に回答する者の係及び氏名	経理課 (電話 216)
		(屋号 甲乙印刷)			7 税理士等の氏名	鹿児島 (電話 269)
資産の種類	取 得 価 額				計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	
	前年以前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)			
1 構 築 物	8,919,000	210,000	2,530,000	11,239,000		
2 機 械 及 び 装 置	48,380,370	2,480,000	13,950,000	59,850,370		
3 船 舶						
4 航 空 機						
5 車 両 及 び 運 搬 具	9,796,000			9,796,000		
6 工 具、器 具 及 び 備 品	4,122,030	1,618,000	1,590,000	4,094,030		
7 合 計	71,217,400	4,308,000	18,070,000	84,979,400		
資産の種類	評 価 額 (ホ)	決 定 価 額 (ヘ)	課 税 標 準 額 (ト)			
1 構 築 物						
2 機 械 及 び 装 置						
3 船 舶						
4 航 空 機						
5 車 両 及 び 運 搬 具						
6 工 具、器 具 及 び 備 品						
7 合 計						

(ホ)～(ト)は申告していただいた明細をもとに、市で算出します。
 ただし、自社電算申告の方は記入してください。

または法人番号

桁の個人番号を、法人は13桁の
めて記入してください。

＜6 この申告に回答する者の係及び氏名＞

この申告について直接回答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。
なお、＜7税理士等の氏名＞が問い合わせ先となる場合は、7と同じ氏名を記入してください。

＜7 税理士等の氏名＞

経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

＜5 事業開始年月＞

事業を開始した年月、又は
法人の設立年月を記入してく
ださい。

※本市から送付された申告書以外（eLTAX等）で申告の際は、
申告書に記載された所有者コードを転記（確認）してください。

＜8～14 短縮耐用年数の承認等＞

各項目について、該当する方を○で囲んでください。

＜15 市(区)町村内における
事業所等資産の所在地＞

鹿児島市内にある事業所等の資産所在地について
（**屋号がある場合は必ず屋号も**）記入してください。
印字されている内容に追加又は変更がある場合は、
方書きも含めて記入してください。
また、資産所在地が2カ所以上ある場合には、それ
ぞれの所在地を記入し、その主となる場所の番号を○
で囲んでください。
（法人は事務所所在地、個人は主たる資産所在地）

＜16 借用資産＞

借用（リース、レンタル）資産の有無について、
該当する方を○で囲んでください。
借用資産がある場合には、貸主の名称、住所等を
記入してください。

＜17 事業所用家屋の所有区分＞

事業用家屋の所有区分について該当する方を○で
囲んでください。

※前年度と資産の増減が無い場合は、
備考欄の前年度より増減の無を○で
囲んでください。

＜18 備考（添付書類等）＞

該当するものを、必要に応じて記入してください。

例) 令和5年7月廃業、
令和5年4月1日○△会社と合併し□△会社へ、
令和5年8月株式会社○○○へ社名変更、
償却資産なし/該当資産なし 等

税台帳)		担当者番号	※所有者コード
		65432-10	9876543210
印刷業 15 百万円)	8 短縮耐用年数の承認	有	無
	9 増加償却の届出	有	無
	10 非課税該当資産	有	無
	11 課税標準の特例	有	無
50年7月	12 特別償却又は圧縮記帳	有	無
甲乙 二郎 -1187)	13 税務会計上の償却方法	定率法	定額法
一郎 -2111)	14 青色申告	有	無
15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地	① 甲乙印刷 山下町11番1号 ② 甲乙印刷谷山店 谷山中央四丁目4927番地 ③ 甲乙印刷喜入店 喜入町7000番地		
16 借用資産 (有・無)	貸主の名称等 さくらじまリース株式会社		
17 事業所用家屋の所有区分	自己所有 ・ 借家		
18 備考（添付書類等）			
・前年度より増減 (有・無)			
・解散、廃業等 年 月 解散・廃業・その他()			
・組織等の変更 年 月 変更			
・住所等の変更 年 月 変更 移転・閉鎖・その他()			
(市外移転先)			

第二十六号様式

9. 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載例

＜資産の種類＞

資産の種類に対応する番号を記入してください。

番号	資産の種類
1	構築物・建物附属設備
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

＜取得価額＞

資産を取得（製作改良を含む）するために、通常支出すべき金額（資産の買入手数料、周旋料、輸送費、据付費用等を含めたもの）を記入してください。

併せて以下の点にご留意ください。

- ア. 圧縮記帳は償却資産の評価上認められていませんので、圧縮する前の「実際の取得価額」を記入してください。
- イ. 事業用と非事業用の両方で使用する資産は、その資産の取得価額全額を記入してください（事業専用割合による取得価額のおん分は固定資産税の評価上、認められていません）。
- ウ. 取得価額の算定にあたり、消費税については、税務上採用している経理方式により申告してください。

※前
及び
して
今
現在

申告年度を記入してください。

令和 6 年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

* 所有者コード *											
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額 <small>(イ)</small>	耐 用 年 数	減 価 残 存 率 <small>(ロ)</small>	
					年 号	年	月				
01	1	〔	駐車場舗装	1	4	29	4	2530000	10	0.	
02	2	記入する必要はありません〕	印刷機	1	5	5	8	12250000	10	0.	
03	6		応接セット(中古)	1	5	5	5	780000	3	0.	
04	6		パソコン	2	5	3	8	360000	4	0.	
05	6		エアコン	1	5	3	6	450000	6	0.	
06	2		太陽光発電装置	1	4	31	4	1700000	17	0.	
07										0.	
08											
09											
10											
11											
19										0.	
20									0.		
小 計				7				18070000			

そのままパンチ入力しますので、文字、数字は欄内に明確に記載してください。
「//」や「同上」は不可。

＜取得年月＞

年月は資産を取得した年月を記入ただし1月1日に取得した場合はそれを取得年月としてください。

年号は「令和」は「5」、「平成」記入してください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）は、鹿児島市ホームページからダウンロードできます。不足がある場合等にご活用ください。

年（令和5年1月2日から令和6年1月1日）中に取得した資産
前年前までに取得した資産で申告もれとなっていた資産を記入
ください。

年度（令和6年度）初めて申告される方は、令和6年1月1日
鹿児島市内にある全資産を記入してください。

＜所有者名＞

氏名又は名称を記入してください。

※	
所 有 者 名	
株式会社 甲乙印刷	1 枚 の う ち 1 枚 目

価 額	課税標準の特例		課税標準額	増 加 事 由	摘 要
	率	コード			
十億 百万 千 円			十億 百万 千 円	1. 2 3. 4	
				1. 2 3. 4 ③	R5. 8 合併による受入
				1. 2 3. 4 ①	法附則第15条第45項
				1. 2 3. 4 ①	令和5年8月 始良支店から移動
				1. 2 3. 4 ①	申告もれ
				1. 2 3. 4 ①	申告もれ
				1. 2 3. 4	

第二十六号様式別表一（提出用）

＜耐用年数＞

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる耐用年数を記載してください。

ただし、国税局長の承認したもの、又は税務署長が認定した耐用年数によるものは当該耐用年数を記載してください。

耐用年数には、総務省の法令データ提供システム

(<https://elaws.e-gov.go.jp>)から「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で検索することができます。（別表1、2及び5、6に基づいて記載してください。）

＜摘要＞

当該資産について、次のような事項を記載してください。

ア. 資産の申告もれがあった場合はその旨の表示。

イ. 非課税または課税標準の特例の適用がある資産については、その適用条項

（例、法附則第15条第45項）
※非課税の場合は非課税申告書、特例の場合は許認可書等内容が確認できるものを添付してください。

ウ. 他の市町村から移動して受け入れた資産については、その旨の表示と移動年月。
（例、令和5年8月始良支店から移動）

エ. 貸付資産（リース資産）については、貸付先の所在地名、氏名又は名称。

オ. その他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項。
（例、増加償却／中古資産／取得価額の変更／耐用年数の変更／贈与、相続、遺贈／合併による受入／等）

してください。
の前月の12月

」は「4」と

＜増加事由＞

該当する番号を○で囲んでください。

番号	増加事由
1	新品取得
2	中古品取得
3	移動による受入
4	その他

4.その他を選択した場合は、摘要欄に具体的な内容を記入してください。

※3枚複写の「提出用」と「入力用」のみ市へ提出してください。「控用」は提出不要です。

10. 種類別明細書（減少資産用）の記載例

<資産の種類>

資産の種類に対応する番号を記入してください。

番号	資産の種類
1	構築物・建物附属設備
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

<数量・取得価額>

減少した資産の数量と取得価額を記入してください。
 なお、資産の一部が減少した場合は、実際に減少した数量、金額を記入してください。

申告年度を記入してください。

令和 6 年度

種類別明細書（減少資産用）

* 所有者コード *

行 番 号	資 産 の 種 類	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月		取 得 価 額	耐 用 年 数
					年 号	年 月		
01	1	2	敷地内ブロック塀	1	3	63 10	210 000	
02	2	6	自動梱包機	2	4	25 6	590 000	
03	2	8	紙折り機	1	4	25 11	1 890 000	
04	6	10	自動販売機	3	4	17 10	1 440 000	
05	6	18	事務机	2	4	18 9	178 000	
06								
07								
08								
09								
10								
11								
12								
13								
19								
20								

<年号>

対応する番号を記入してください。

番号	年号
1	明治
2	大正
3	昭和
4	平成
5	令和

<抹消コード>

同封の「償却資産種類別明細一覧表」の資産コード欄に記載されている資産コードを転記してください。

小 計

9

4 308 000

<小計>

ページごとの減少した取得価額の小計を記入して

※「償却資産種類別明細一覧表」に記載のある資産の中で、減少又は修正した資産を種類別明細書（減少資産用）へ転記してください。
 なお、償却資産種類別明細一覧表は、前年度までに申告いただいた内容により作成しておりますので、今回初めて申告される方には送付しておりません。

＜所有者名＞
 氏名又は名称を記載してください。

※	
所有者名	
株式会社 甲乙印刷	1 枚のうち 1 枚目

第二十六号様式別表二（提出用）

申告年度	減少の事由及び区分		摘要
	1 売却 3 移動	2 減失 4 その他	
	1・2・3・4	1・2	廃棄
	1・2・3・4	1・2	株式会社乙田工務店へ売却
	1・2・3・4	1・2	霧島市国分工場へ
	1・2・3・4	1・2	廃棄
	1・2・3・4	1・2	当初取得価額44万5千円(数量5) 残26万7千円(数量3)
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	

＜減少の事由及び区分・摘要＞

ア. 当該資産が減少した事由について、該当する番号を○で囲み、摘要に詳細を記入してください。

番号	減少事由	摘要
1	売却	売却先の名称等
2	減失	減失の理由等
3	移動	受入れ先の所在地等
4	その他	減少の事由等

イ. 減少の区分が一部減少の場合、当初の取得価額と数量及び減少後の残額と数量を記載してください。

(例)
 当初取得価額44万5千円(数量5)
 残26万7千円(数量3)

ウ. その他、当該資産が減少したことについて必要な事項を記載してください。

ください。

※3枚複写の「提出用」と「入力用」のみ市へ提出してください、「控用」は提出不要です。

業種ごとの主な償却資産と耐用年数（抜粋）

業種	主な償却資産の具体例
共通 （事務所等）	駐車場等舗装路面〔コンクリート敷・レンガ敷（15）、アスファルト敷（10）〕、緑化施設及び庭園（20）、広告塔〔金属製（20）、その他（10）〕、門・塀〔コンクリート造（15）、石造（35）、金属製（10）〕 受変電設備（15）、借店舗内部造作費（10）、簡易間仕切（3） 事務机・椅子・キャビネット〔主として金属製（15）〕、応接セット〔接客業用（5）、その他（8）〕、ロッカー〔主として金属製（15）〕、金庫〔手掲げ金庫（5）、その他（20）〕、パソコン〔サーバー用を除くもの（4）、その他（5）〕、コピー機（5）、エアコン（6）、テレビ（5）、冷蔵庫（6）、レジスター（5）、看板・ネオンサイン（3）、太陽光発電装置（17）
喫茶・飲食店	食卓・椅子（5）、カラオケ機器（5）、ステレオ（5）、厨房設備（8）、厨房用品〔陶磁器・ガラス製（2）、その他（5）〕、冷蔵庫、看板・ネオンサイン、借店舗内部造作費、レジスター
理・美容業	理・美容椅子（5）、洗面設備（5）、タオル蒸器（5）、サインポール（3）、湯沸器（6）、借店舗内部造作費
クリーニング業	洗濯機（13）、脱水機（13）、ドライ機（13）、プレス（13）、給排水設備（15）
公衆浴場	煙突〔鉄筋コンクリート造（35）、レンガ造（25）〕、コインロッカー（10）、浴場業用設備〔かま、温水器及び湯かん（13）、その他の設備（13）〕
医療・薬局業	薬品棚・陳列ケース〔冷凍機付き又は冷蔵機付き（6）、その他（8）〕、ベッド（8）、エックス線装置〔移動式（4）、その他（6）〕、顕微鏡（8）、心電計（6）、調剤機器（6）、ファイバースコープ（6）、消毒殺菌用機器（4）、手術機器（5）、歯科診療用ユニット（7）、給食用厨房設備（10）
小売業	陳列ケース〔冷凍機付き又は冷蔵機付き（6）、その他（8）〕、肉切断機（9）、電子秤（5）、日よけ〔金属製（15）、その他（8）〕、簡易間仕切、レジスター、冷蔵庫、自動販売機
ガソリン給油業	計量器（8）、洗車機（8）、オイルタンク（8）、独立キャノピー〔金属造（45）〕、コンクリート防壁（13）、広告塔・看板、受変電設備、舗装路面
自動車修理業	旋盤（15）、プレス（15）、圧縮機（15）、測定・検査工具（5）、舗装路面、看板・広告塔
金属製品加工業	旋盤（10）、ボール盤（10）、フライス盤（10）、プレス（10）、圧縮機（10）、測定・検査工具（5）、受変電設備、舗装路面
土木建築業	パワーショベル（6）、ブルドーザー（6）、タイヤショベル（6）、ランマー（6）、レベル（5）、トランシット（5）、排水ポンプ（10）、ポータブル発電機（10）
不動産賃貸業 駐車場業	発電設備（15）、蓄電池設備（6）、浄化槽（15）、機械式駐車設備（ターンテーブル及び機器部分）（10）、露天式立体駐車場設備〔金属造（15）〕、無人駐車管理装置（5）、屋外照明等の電気設備（15）、駐輪場（10）、防犯監視カメラ（5）、ごみ置場〔金属製（15）、その他（8）〕、太陽光発電装置、受変電設備、門・塀等外構工事、駐車場等舗装、看板
娯楽業	パチンコ器（2）、パチスロ器（3）、パチンコ器取付台工事（5）、両替機（5）、店内監視装置（5）、駐車場舗装路面、看板、広告塔
農業・畜産業	ビニールハウス（7）、ボイラー（7）、田植機（7）、脱穀機（7）、野菜洗浄機（7）、畜舎・堆肥舎〔鉄骨鉄筋コンクリート造（38）、金属造（31, 25, 19）、木造（17）、木骨モルタル（15）〕
漁業	漁船20t未満〔木造（6）、鋼船（12）〕、揚網装置（5）、魚網（3）、船外機（10）、いけす（5）

※（ ）内の数字は、その業種における主な償却資産の耐用年数です。償却資産の耐用年数は、その素材や用途又は業種等により異なる場合があります。

ここに記載のないものについては、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」をご確認ください。